

# 竜王に転入される新婚世帯の生活を応援します！

## 1 対象者

次の要件をすべて満たす新婚世帯

要件1	令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出・受理される(された)ご夫婦
要件2	令和8年1月1日から令和9年3月31日までに町外から転入される(された)ご夫婦
要件3	申請時にご夫婦ともに町内に居住し、対象の住宅が住民票記載の所有地
要件4	ご夫婦の所得の合計が500万円未満 ※直近の所得証明書等で確認します。 ※貸与型奨学金の年間返済額は控除ができます。
要件5	婚姻届出時の年齢がご夫婦ともに40歳未満
要件6	補助金交付年度の翌年度以降、5年間は在住することを誓約できるご夫婦
要件7	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、ご夫婦ともに次のいずれかの講座等を受けること  ① ライフデザイン支援講座 ② プレコンセプションケアに関する講座 ③ 医療機関への妊娠・出産に係る相談 ④ 共家事・子育て講座  ※①②④の講座の受講について ・滋賀県が提供している講座の動画を視聴し、視聴後アンケートにお答えいただくことで講座を受講したことにさせていただきます。 ・講座(動画)については、滋賀県のホームページに掲載しています。 詳細は申請時にお伝えします。

滋賀県のホームページはこちら→



## 2 対象事業および対象金額

対象金額の合計額のうち、令和8年4月1日から令和9年2月末日までに支払い済みの金額と下記の年齢別の上限額を比較して、いずれか低い方の金額を交付額とします。

対象1	住宅の新築、購入、リフォーム費用の20%以内 ・ご夫婦が町内に居住するための新築工事費または住宅取得にかかる購入費(土地代は省く)、リフォーム費
対象2	家賃の最大6か月分の50%以内 ・勤務先等からの住宅手当額を除きます。
対象3	引越費用の50%以内 ・町内への転入に要した引越費用であること。
※年齢別の上限額 ご夫婦ともに 30 歳未満 上限 60 万円 ご夫婦ともに 40 歳未満 上限 30 万円	

※建設計画課が実施する「竜王町若者定住のための住まい補助金」と比較して、上限額の高い方をご利用ください。併用はできませんのでご注意ください。

※他市区町村が実施する本補助金と同様の補助金の交付を受けた方は利用できません。

## 3 お問い合わせ先

健康推進課 こども家庭支援室 TEL 0748-58-1006

